

ひゅーまんらいづ

第221号 2020(令和2)年

人権擁護委員

あなたの街の相談パートナー



さまざまな人権相談に応じています
お気軽にご相談ください

- 人権擁護委員とは、各市町村の地域住民の中から、人格識見があり、広く社会の実情に通じ、人権擁護について深い理解のある人を市町村長が推薦し、法務大臣が委嘱した方々です。
- 人権擁護委員は、相談内容についての秘密を守ります。相談は無料で難しい手続きもありません。
- 人権相談には、いじめ、体罰、部落問題、近隣とのもめごと等、幅広い問題が持ち込まれています。人権擁護委員は、あなたの街の気軽な相談相手です。

●特設人権相談所

米子市では、毎月1回、特設人権相談所を開設し、人権擁護委員が相談を受け付けています。
相談は無料で秘密は固く守られます。

●令和2年4月～令和3年3月の特設人権相談所開設日程

4/10(金)、5/12(火)、6/10(水)、7/10(金)、8/11(火)、9/10(木)、10/12(月)、11/10(火)、12/10(木)、1/12(火)、2/10(水)、3/10(水)

場所:市役所第2庁舎1階相談室 時間:午後1時～4時

●上記の日程以外の相談

時間:平日の午前8時30分～午後5時15分

場所:鳥取地方法務局米子支局総務課 (☎0859-22-6161)

お気軽に
ご相談
ください。



～新しい人権啓発パネルが入りました！～

タイトル:フツターの人の「自覚無き差別」

～「差別があり続ける社会」を支えているのは?～

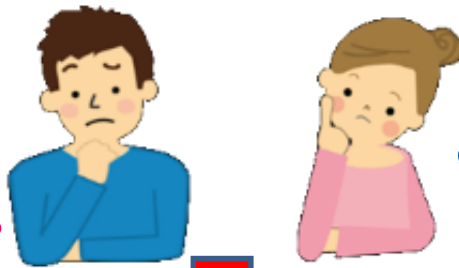


学校等での参観日や公民館、企業、地域でのイベント等にぜひご活用ください。
このパネルはタペストリータイプです。1枚ずつ巻いて収納でき、持ち運びに便利です。

PTA新役員のみなさまへ

4月と言えば、役員改選の時期ですね。。。

人権部長になったけど、何をしよう…？



講演会等を聴きに行く以外に、いい研修方法はないかしら…？

ワークショップ
しませんか～？



世界人権宣言すごろく 子どもの人権Ver.



*ワークショップとは**参加体験型学習**のことで、参加者自ら意見を出し合い、学びを深めていく方法。子どもたちが学校で取組んでいる**アクティブ・ラーニング(能動的な学び)**といっしょですね！

例えば…こんなテーマのワークショップがあります。

- *すごろくをしながら子どもの人権を考える
- *子どもの自尊感情を育むために
- *ふつうってなあに？
- *いじめを生まないために保護者ができること
- *子どもがSNSと上手に関わるために

鳥取県作成のWSプログラムはこちらから見れます



ワークショップのいいところ

様々な意見に出会うことで、多様な考え方を持てる

参加者同士のコミュニケーションup!

自ら考え、意見を出すことで、学びが深まる

米子市人権教育推進員が学校へ出向き、ワークショップを進行します(無料)。まずはお気軽に米子市人権政策課(23-5415)までお電話ください。



米子市人権情報センター 〒683-8686 米子市東町161-2
TEL 0859-37-3183 FAX 0859-37-3184
E-mail humanr@ruby.ocn.ne.jp
URL: <http://www.city.yonago.lg.jp/jinken/>